平成２６年（フ）第１０９０号
京都市下京区東中筋通七条上ル文覚町396番地１、住民票上の住所大阪市西区南堀江１丁目23番17号
債務者　大辻　敏夫
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
京都市伏見区深草綿森町14番地12　アサクラハイツ105号、前住所京都市伏見区深草ケナサ町28番地４
債務者　柳　　一慶
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４４号
京都市西京区上桂森下町１番地220　菱田ハイツ202
債務者　田中　裕之
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
京都市上京区今出川通七本松西入東今小路町744番地33　グレースコート中野101号
債務者　小山侑希子（旧姓福田・吉田）
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
京都市左京区高野竹屋町33番地61
債務者　中川　敬一
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
京都府木津川市州見台四丁目９番地４　エスポワールⅡ－102号
債務者　西山安規子
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６０号
京都市伏見区羽束師鴨川町221番地１　アーバンハウス鴨川207、前住所京都市伏見区羽束師古川町205番地の34
債務者　笠谷　美穂
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－２棟104号
債務者　東郷　秀介
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
京都府綾部市五津合町西地26番地
債務者　田原みのり
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第９７３号
堺市南区高倉台３丁２－４－1307号、住民票上の住所堺市堺区東雲西町３丁６番33号　東雲荘104号
債務者　穴瀬かおり
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
山形県鶴岡市陽光町４番33号　コーポ桂１－C
債務者　佐藤　孝雄
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第５号
新潟県上越市頸城区美しが丘1136番地24
債務者　中村　洋子
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第５６号
福岡県大牟田市明治町１丁目４番地８　山田アパート305号
債務者　西山二三夫
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５７号
福岡県大牟田市明治町１丁目４番地８　山田アパート305号
債務者　西山　明美
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３５号
香川県綾歌郡宇多津町3470番地１　フォブールＴＷＯ－103
債務者　崎間　章史
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４２号
香川県丸亀市飯山町東坂元4122番地１
債務者　岡　　里美
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部